

ふれあいネットワーク

臨時特集号

No.15

社協だより

2013年5月



「旧 御崎小跡の桜」 村下 龍彦さん(正保橋町)

「社協」って
なんだろう？

「社協」は社会福祉法第109条に「地域福祉の推進役」として、位置づけられ全国・都道府県・市町村に設置されている、社会福祉法人です。正式には社会福祉協議会です。誰もが安心して暮らすことのできる、福祉のまちづくりのために、「地域にはどんな課題があるのか」「その課題を解決するには、どうしたらよいのか」を考えながら、地域のみなさんと活動を進めている民間団体です。「社協」の活動の源は、「住民のみなさんの声(意見)」です…「社協って、どんなところ?」「具体的になにをしているの?」とお思の方、さあ次の扉を開いてください。

「社協」は社協のマーク 昭和47年全国社会福祉協議会が、社会福祉と社協の「社」を図案化。「手をとりあって、明るい幸せな社会を建設する姿を、表現しています」

特集

赤穂市社会福祉協議会

地域福祉推進計画策定!!

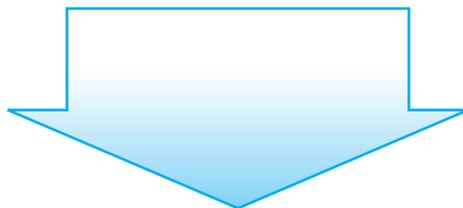
基本理念

「**支えあい 助けあう ころろつながる やさしいまち あこう**」
(計画の期間 平成 25 年度～平成 29 年度)

今回、社会福祉協議会（社協）が今後5年間で具体的にどのような取り組みを行っていくのかをまとめた「赤穂市社会福祉協議会地域福祉推進計画」が、策定委員会や各地区懇談会などを経て策定されましたのでご紹介します。

地域福祉推進のための課題

- ①地域福祉を推進していくための基盤づくりを進める必要があります
- ②地域での支えあい、助けあいを支援・充実する必要があります
- ③支援が必要な人に適切なサービスを確実につなげていく必要があります
- ④地域福祉推進の中心的な役割を担う社協の体制づくりが必要です



平成 25 年度～平成 29 年度までの 5 年間に社協で何をすべきなのか！？

～課題解決のための **4** つの目標～

基本
目標

1

地域福祉推進の基盤となる意識づくり、担い手づくり



地域で支えあい、助けあう力を高め、地域福祉を推進していくためにも、多くの市民の福祉への関心・意識の向上を図るとともに、既存事業などを効果的に活用し、様々な地域のつながり・交流を促進します。

- ・福祉への関心、意識の向上
- ・地域でのつながりづくりの充実
- ・福祉人材の発掘・育成
- ・各種団体との連携強化

住民・地域との協働による地域福祉の充実



パートナーサービスモデル事業および小地域福祉推進活動などの既存事業の充実や、新たな取り組みの検討などを通じ、共助への支援に取り組みます。

また、積極的に地域に出向き、地域の課題・問題点の把握から解決に向けた取り組みの検討を進め、地域福祉の充実に向けた取り組みに努めます。

- ・地域の課題解決に向けた共助の支援
- ・災害時対応の充実
- ・要支援者の把握、見守りの充実
- ・福祉ネットワークの推進

地域での生活を支える相談機能と福祉サービスの充実



要支援者の地域での生活を支えるため、相談機能の強化を目指すとともに、他機関などと連携し、適切な相談やサービスの利用につなぐためのネットワークの構築に努めます。

また、社協らしい支援を進めるとともに、介護保険事業や自立支援事業といった公的サービスの充実に努めます。

- ・相談支援機能や権利擁護に関する取り組みの充実
- ・各種福祉サービスなどの充実
- ・公的サービスの充実

社会福祉協議会の体制強化



地域福祉推進の中心的な役割を担う組織として、社協の目的・意義や活動などの積極的な周知・啓発を進めるとともに、役職員全体での課題の共有を図り、社会福祉情勢に関する研修の充実を通じた組織体制の強化を進めます。

- ・情報提供、発信の充実
- ・組織体制の強化
- ・財政基盤の確立

※計画の詳しい内容は、社協のホームページ (<http://ako-syakyu.jp/>) に掲載しておりますので、ご覧ください。

赤穂市社会福祉協議会(社協)って どんなところ？

「社協って名前は聞いたことあるけど・・・」という方や「ヘルパーやケアマネジャーがいるところ」という方が多いかもしれません。実はそれだけではないんです。

市民の皆さんからよくいただく質問をもとに、社協の活動について紹介します！

Q1 どんな仕事をしているのですか？ ～社協は何でも屋！？～

A

生活の中で「暮らしにくい、生きづらい」といった様々な困りごとを地域の皆さんと一緒に考え、何とか良くしていこうとする活動をお手伝いすることが社協の大きな仕事です。



「福祉」と聞くと特定の方へのものと思うかもしれませんが、困りごとは高齢者や障がい者の方々だけが抱えているものではありません。社協の仕事は住民全てを対象としています。

Q2 どんな相談があるのですか？ ～見つけてつなぐパイプ役～

A

社協には色々な相談が寄せられます。

例えば・・・

- ・近所の方がいつもと様子が違って心配なんだけど・・・
 - ・私にできるボランティア活動ってないかな？
 - ・介護が必要になったんだけど、どうすればいい？など
- このような相談を、地域での取り組みや関係機関、サービスなどにつなぐお手伝いをしています。



Q3 解決のためにどんなことをしているの？ ～地域の皆さんとともに～

A

皆さんにご協力いただき、どうすれば解決につながるのか、方法を考え、活動しています。



「場所」をつくる (交流、相談、活動)

ふれあいいきいきサロン
ボランティアグループ
心配ごと相談

「運営」を手伝う

(職員派遣、活動費助成)

住民座談会
活動助成金

「人」を見つける (発掘、育成)

ボランティア養成講座
パートナーサービスモデル事業
地域・学校での福祉学習

「地域での生活」を支える

ヘルパー、ケアマネジャーなどの介護サービス
福祉サービス利用援助事業
福祉機器・福祉備品の貸し出し

社協は、皆さんと一緒に考え、地域での取り組みがうまくいくようにお手伝いしています。

善意銀行にご協力をお願いします

～お祝い事、香典返し、バザーの売上金の一部などを私たちの地域のために～

赤穂市善意銀行は、市民の皆さんの心の中に埋もれている善意の気持ちをお預かりし、社会福祉のために計画的に払出しを行う「善意の橋渡しをする場」として設立されました。

頂いた温かい善意は、福祉のまちづくりに大きく役立っています。



預託者



預託（預け入れ）

- ・お祝い事や香典返しの一部
- ・バザー収益の一部
- ・善意の寄付 など

善意銀行（社協）

払い出し

- ・低所得者世帯への助成
- ・各福祉団体への活動助成
- ・福祉のつどい、敬老行事
- ・在宅福祉サービス事業費 など

福祉協力校育成事業

社協では、次世代育成の福祉教育を進めるため、福祉協力校実践発表会の開催や地域との交流活動、体験学習の機会を提供するなど、学校での福祉教育活動を支援しています。

今回は赤穂小学校の取り組みをご紹介します。

3月7日 赤穂小学校 5年生 65名

5年生が18グループに分かれて車いすの人が赤穂で暮らす時に利用しやすい便利なお店を調査しました。

その結果をランキング形式などでまとめ、各グループが発表しました。

どんな人にも優しいまちづくりの大切さを学び、さらには、まちの人の手助けがあれば、もっと安心して暮らすことができることを学びました。



6月1日(土)開催の「赤穂市福祉のつどい」で実践発表があります。



あなたの地域でも**小地域福祉研修会**を開催しませんか??

社協では、「福祉についてみんなで考えたい!」という地域に伺い、小地域福祉研修会を開催しています。

自治会・団体ごと等で、地域福祉の現状や、ふれあい・いきいきサロン、共同募金、介護保険事業など、社協の事業について詳しく説明させていただきます。

また、福祉マップ作りをなどを通して地域の様々な生活課題を話し合い、「情報をみんなで共有し、助けあう」ことを目的としています。

研修会の開催を希望される自治会や団体の皆さん、お気軽に社協へご相談ください。

～ピックアップ～

3月3日 千鳥自治会

地域住民 70 名余りが集まり、疑似福祉マップ作りに挑戦しました。

「こうしたらどうやる?」「この人がここへ行ったらどう?」などのアイデアがたくさん出され、あっという間に終了時間となりました。

出来あがったマップを手にグループごとに発表をし、それぞれのアイデアを共有しました。

次回は、実際に住んでいる地域のマップを使って福祉マップづくりに挑戦する予定です。



その他の地区でも開催されています!



2月14日 松区自治会



3月8日 田町自治会



3月3日 下町自治会



3月17日 中広自治会

パートナーサービスモデル事業

～ちょっとした地域の助けあい活動～

パートナーサービスモデル事業とは??

地域の誰もが持っているちょっとした困りごとを近隣住民でカバーし合い、相互に助けあえる関係を地域内で作ることを目的としています。

現在、市内9自治会をモデル指定し、パートナーサービスモデル事業を実施しています。

(塩屋東、上仮屋、元禄橋町、宮原、本水尾、寺三、駅東、正保橋町、東之町)

今回は平成25年2月より活動を開始した、東之町パートナーサービスをご紹介します。

本紙2P・3Pでご紹介した地域福祉推進計画において、本事業を強化事業として位置づけており、地域での助けあい活動を広めていきたいと思えます。

～東之町パートナーサービス～

福祉の現状や契約から始まる福祉サービスの研修会を行い、東之町の福祉支援マップを作成しました。地域の高齢化の現実に驚き課題解決のために、ちょっとした助けあいを実践していきます。



ふれあい・いきいきサロン

「ふれあい・いきいきサロン」とは、地域の人たちが気軽に近くの集会所等に集まり、楽しく過ごす場を企画し、運営をしていく活動です。

現在、市内30ヶ所（自主運営含む）でサロンが実施されています。

サロンについての詳しい内容は、社協までお問い合わせください。



平成25年 ふれあい・いきいきサロン一覧

地区	No.	サロン名	開催場所
赤穂	1	駅東いきいきサロン	駅東自治会集会所
	2	さくら会	さくら通り児童公園 自治会館
	3	愛宕会	水源地集会所
城西	4	サロン新町	新町集会所
	5	いきいきサロンしらゆり	城南集会所
塩屋	6	いきいきサロン千鳥	千鳥自治会集会所
	7	いきいきサロン三本松	塩屋東自治会北集会所
西部	8	西北お楽しみサロン	塩屋西北集会所
	9	湯の内グリーンクラブ	湯の内公園内集会所
尾崎	10	さくらサロン	天神山集会所
	11	いきいきサロンひまわり	福浦寺東集会所
御崎	12	いきいきサロンしおかぜ	福浦新田集会所
	13	いきいきサロン南宮	南宮町集会所
御崎	14	大橋町高年クラブ	大橋町集会所
	15	いきいきサロン陽だまり	正保橋町集会所
	16	朝日サロン	朝日町集会所
	17	いきいきサロン元塩	元塩町集会所
	18	本水尾サロン	本水尾町集会所
	19	いきいきサロン元禄	元沖町集会所

地区	No.	サロン名	開催場所
坂越	20	汐見なぎさサロン	潮見集会所
	21	上高谷喜楽会	上高谷集会所
	22	おたっしゃクラブ	下高谷集会所
高年	23	いきいきサロンさざなみ	大泊集会所
	24	サロン「寄居家和」	東之町集会所
有年	25	いきいきサロン茶屋会	木津集会所
	26	サロンほほえみ会	真殿林集会所
有年	27	いきいきサロン「みつばち」	有年原地区コミュニティセンター
	28	いきいきサロンにしうね	西有年多目的ホール
	29	ふれあいいきいきサロン100	西有年北組・上組・横山・各集会所
	30	榎原健康サロン	有年隣保館

ボランティアをはじめよう！

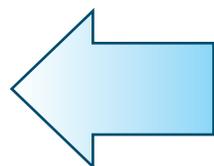
ボランティア活動をしたい人と活動先をつなげます

赤穂市ボランティアセンターでは、ボランティア活動をしたい人の「思い」をお聞きして、活動先につなげます。

誰でも初めて活動する時は、活動先でうまくコミュニケーションがとれるかどうか不安だったりします。そこで、あなたにピッタリの活動探しをお手伝いします。

ボランティア活動をしたい時

- ①センターに相談（電話・来所）
- ②ボランティア登録（個人・グループ）
- ③ボランティア活動の紹介・説明
- ④活動先との日程を調整
- ⑤ボランティア保険の加入
- ⑥活動先の見学、活動開始



登録グループの一覧の中から
あなたにピッタリのグループを
探してみてください！

ボランティアセンターが
応援します



(お問い合わせ)
赤穂市ボランティアセンター
TEL：0791-42-1397
FAX：0791-45-2444
Email：ako-vc@ako-shakyo.jp
(総合福祉会館内にあります)

現在116名登録！ ※平成25年5月1日現在

介護支援ボランティア ポイント制度事業

赤穂市の高齢者が介護保険施設などでボランティア活動を行うことで、自身の健康増進と介護予防を図るとともに、地域や人のつながりを深めることを支援する制度です。



対象者	65歳以上（介護保険第1号被保険者）の要介護1～5の認定を受けていない方
対象となる活動	市内施設（5月1日現在23ヶ所）での見守りなどのボランティア活動
交付金	活動1時間ごとに1スタンプ押印。（1日最大2スタンプまで） 「1スタンプ＝100円」として年度末に精算を行います。 ※年度ごとの交付金は、5,000円が上限となります。
登録申込先	赤穂市社会福祉協議会 ※印鑑、介護保険被保険者証、ボランティア保険料500円（未加入者）持参。 また、活動に行かれるまでに研修を受けていただく必要があります。

分野	No.	グループ名	構成	主な活動目的	分野	No.	グループ名	構成	主な活動目的
技術	1	赤穂イヤモード	各 層	要約筆記・聴覚障がい者支援	在宅福祉	25	赤穂ホームヘルパー協会 オアシス	各 層	外出介助
	2	赤穂手話サークル 竹とんぼ	各 層	手話通訳・聴覚障がい者支援		26	えぶろん	勤労婦人	給食サービス
	3	赤穂点灯会	主婦他	点訳・視覚障がい者支援		27	かたろう会	シニア	在宅者傾聴ボランティア
	4	あゆみ	各 層	キャップハンディ学習指導		28	四季	各 層	在宅ボランティアサービス
	5	一華会	各 層	絵手紙		29	てんとうむし	各 層	移送サービス
	6	つばさ	各 層	手話通訳・聴覚障がい者支援	労力奉仕	30	あこうさくらの会	各 層	清掃奉仕
	7	福祉住宅研究会	各 層	福祉住宅改装アドバイス他		31	なんでもくらぶ	各 層	清掃奉仕
	8	朗読ボランティアグループ 来夢	主 婦	朗読奉仕・視覚障がい者支援		32	ひまわりの会	主婦他	清掃奉仕
施設訪問	9	あこう傾聴の会	各 層	施設等訪問（傾聴）	33	ヘルスボランティアたいようの会	主婦他	清掃活動・喫茶手伝い	
	10	あじさい	主婦他	施設訪問（労力奉仕）	文化・環境	34	赤穂森の倶楽部	各 層	森林ボランティア
	11	MOAひまわり会	各 層	施設での花の生けこみ・抹茶体験		35	こすもす	各 層	労力奉仕・交流ボランティア
	12	土筆会	主婦他	施設訪問（労力奉仕）		36	手作り文化伝承の会	各 層	草鞋・草履作り
	13	ねんりん赤穂	各 層	友愛訪問		37	どりーむ	シニア	町づくり
	14	ひのきしん	各 層	施設訪問（清掃活動）	その他	38	キャンディー	各 層	おもちゃライブラリー支援
	15	ほほえみ会	主婦他	施設訪問		39	赤穂まちづくりプロジェクト とんぼのめがね	大学生他	地域貢献活動・清掃活動
	16	レディースボランティア	主 婦	施設訪問		40	関西福祉大学 学生ボランティアセンター	大学生	学内ボランティアコーディネート他
	17	あやめ	各 層	施設訪問		41	兵庫西 JA 女性会西播磨地区助けあいの会	各 層	高齢者福祉活動・子育て支援活動
18	あいうえお	各 層	レクリエーション	42		ふれあいスポーツ赤穂	各 層	障がい者スポーツ振興	
19	演芸サークル 東友会	各 層	施設訪問（演芸）	43		フレンド会	シニア	地域貢献活動	
レクリエーション	20	志ぶ羅の里 E・G	シニア	施設訪問（演芸・マジック）	合 計 43 グループ				
	21	鼓会	各 層	施設訪問（銭太鼓・傘踊り）					
	22	中村グループ	各 層	施設訪問（踊り）					
	23	花てまり	各 層	施設訪問（銭太鼓・傘踊り・詩吟）					
	24	みつばち	各 層	レクリエーション活動					

上記43グループの中から「赤穂点灯会」と「一華会」の活動をご紹介します

～赤穂点灯会～

昭和 55 年 4 月登録。

視覚障がい者の支援として、広報や小説などの点訳を行っています。

また、福祉協力校育成事業においてキャップハンディ学習の講師として市内学校で活躍しています。

会員同士の研修会を重ね、楽しく活動しています。

新規加入者は随時受付中です！



～一華会～

平成 16 年 7 月登録。

毎月第 1 火曜日に例会を行い、会員で集まって絵手紙を描いています。

また、依頼があれば施設で絵手紙の指導も行っており、とても喜ばれています。

「下手でいい！下手がいい！」を合言葉に活動をしています。

福祉会館正面玄関左に作品を展示していますので、是非ご覧ください！



生活福祉資金貸付制度のご案内

この制度は、他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者・高齢者世帯で生活に一時的に困窮している世帯に対して、その必要な費用の一部を貸し付けるとともに、民生委員児童委員や社会福祉協議会による相談支援を行うことによって、社会参加の促進を図る制度です。

対象者

①低所得者世帯

資金の貸付にあわせて必要な援助、指導を受けることにより自立自活できると認められる世帯で、他からの融資を受けることが困難な低所得世帯（生活保護基準額の1.8倍程度の世帯）

②障がい者世帯

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の属する世帯

③高齢者世帯

日常生活の上で療養または介護を必要とする65歳以上の方が属する世帯

利用される際の留意点

- 申請・償還にあたり、民生委員児童委員による援助指導があります。
- 他の給付制度や貸付制度が利用できる場合、その制度を優先してください。
- すでに購入・支払済みの経費は貸付対象外です。
また、納付期限に審査が間に合わないと判断される場合も対象外です。
- 原則として1名の連帯保証人が必要です。（一部資金で例外あり）

資金の種別

◆福祉資金	福祉費	<ul style="list-style-type: none"> ・生業費、技能習得費等 ・住宅増改築、補修等に必要経費 ・福祉用具購入経費 ・障がい者用の自動車の購入経費 ・負傷や疾病による療養費等
	緊急小口資金	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急一時的な生計費（該当要件あり）
◆教育支援資金	教育支援費	<ul style="list-style-type: none"> ・高校・大学等の在学期間を通じて必要な経費
	就学支度費	<ul style="list-style-type: none"> ・高校・大学等への入学に際し必要な経費
◆総合支援資金		<ul style="list-style-type: none"> ・生計中心者の再就職までの生活費

申請方法や貸付限度額等この制度の詳細については、赤穂市社協へお問い合わせください。また、申請から貸付の可否決定まで1ヶ月程度かかりますので、お早めにご相談ください。

あなたの力を活かしませんか？

社会福祉協議会では高齢者や障がい者の方々、住み慣れた地域で安心した生活をすることを支援するため、ホームヘルプサービスを実施しています。あなたの力をホームヘルプサービスに活かしませんか？

- ◆資格 ホームヘルパー2級以上、若しくは介護福祉士、若しくはガイドヘルパー
- ◆募集人員 若干名
- ◆その他 本人所有のバイク、自動車で活動できる人
- ◆問合わせ 社協訪問介護事業所まで
☎45-3073

勤務時間・賃金など詳細は気軽にお問い合わせください。





お気軽にお越しください♪

ふれあいの家

わたしんち

(小規模通所介護)

ふれあいの家 わたしんちは、“住み慣れた地域での生活を希望される方が、自宅に近い環境で安心して生活できる拠点づくり”を目指し、平成22年11月にオープンしました。

今回は、わたしんちでの生活をご紹介します。



ボランティアグループ「一華会」の方に教えていただきながら、絵手紙を描きました。

Q. わたしんちってどんなところ？

A. 介護が必要な方が、介護保険を使ってご利用いただけます。民家を改修して開設したため、自宅に近い環境でゆったりと過ごしていただくことができます。

また、介護が必要でない方でも、買い物途中にひと休みしたり、気楽に来ていただくことができます。



お昼はみんなで準備します。この日は、お好み焼きをつくりました。



季節に合わせて、みんなでちぎり絵を作成したり、手作りのゲームをして過ごします。



お天気の時には、みんなで外に出かけたりもします。



ふれあいの家 わたしんち

赤穂市塩屋656-17

TEL: 56-6644

FAX: 56-6631

開設日: 月曜日～土曜日

(日曜、12月29日～1月3日は休み)

開設時間: 午前9時～午後5時

介護職員募集中！！

詳しくは社協(42-1397)まで。

心配ごと相談所のご案内

心配ごと相談所は、日常生活で困っていること、悩んでいることについて誰でも相談できる場所です。相談内容が外部に漏れることは一切ありませんので、安心してご相談ください。

費用は無料となっております。
相談のご予約・お問い合わせは社協まで。

(通常相談日)

【一般相談】

毎週水曜日 午後1時～5時(第3水曜日を除く)

【弁護士相談】※

第3木曜日 午前8時30分～12時(要予約)

【カウンセラーによるこころの相談】※

第1・4水曜日 午後1時～5時(要予約)

※弁護士相談・こころの相談は予約が必要です。

◇貸衣裳をご活用ください◇

社協では、冠婚葬祭用の衣裳の貸し出しを行っています。
常時多数の衣裳を取りそろえ、皆さんのお越しをお待ちしております。

(受付日時)

月～金曜日

9時～17時

第1・3土曜日

9時～12時

※日・祝日は休み

(場 所)

総合福祉会館2階

貸衣裳室



社協カレンダー

(5月16日～6月26日)

5月

16日(木) 心配ごと相談・弁護士相談(9時～12時)

18日(土) 給食サービス(9時～13時)

22日(水) 心配ごと相談・こころの相談(13時～17時)

理事会(13時30分～15時30分)

24日(金) 評議員会(13時30分～15時30分)

25日(土) おもちゃ病院(13時～15時)

おもちゃライブラリー(13時30分～15時30分)

29日(水) 心配ごと相談(13時～17時)

30日(木) 共同募金委員会(13時30分～15時)

31日(金) 赤穂点灯会と視覚障がい者交流会(10時～11時30分)

6月

1日(土) 赤穂市福祉のつどい(13時30分～、ハーモニーホール)

5日(水) 心配ごと相談・こころの相談(13時～17時)

小地域福祉活動実践講座①(13時～16時)

12日(水) 心配ごと相談(13時～17時)

小地域福祉活動実践講座②(13時～16時)

13日(木) おもちゃ病院(10時～11時)

おもちゃライブラリー(10時～12時)

15日(土) 給食サービス(9時～13時)

19日(水) 小地域福祉活動実践講座③(13時～16時)

20日(木) 心配ごと相談・弁護士相談(9時～12時)

22日(土) おもちゃ病院(13時～15時)

おもちゃライブラリー(13時30分～15時30分)

26日(水) 心配ごと相談・こころの相談(13時～17時)

小地域福祉活動実践講座④(13時～16時)

表紙の絵「旧御崎小跡の桜」

「この辺りに砂場があって相撲をしたな!」「雲梯やすべり台があったな!」と懐かしい気持ちを抱きながら描きました。

(広報委員長 村下)

編集後記

臨時特集号No.15の発行です。
平成25年度が始まり、1ヵ月が経ちました。
私自身、入社して3度目の春です。

2P～3Pに紹介していますが、今年度は「地域福祉推進計画」の初年度にあたります。役職員一丸となり、目標の達成を目指していきます。

ホームページにも掲載しますので、是非一度ご覧ください。

(広報委員会事務局 荒尾)

ご意見・問合せは

社会福祉法人 赤穂市社会福祉協議会

〒678-0232 赤穂市中広 267 番地

電話 0791-42-1397

FAX 0791-45-2444



ホームページも是非ご覧ください!

<http://ako-shakyo.jp/>